

令和5年第4回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和5年12月6日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第14号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	3
報告第16号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	5
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
議案第65号	総合交流拠点施設道の駅とおお改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結について	8
議案第66号	町道路線の変更について	9
議案第67号	町道路線の認定について	10
議案第68号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について	11
議案第69号	四万十町債権の管理等に関する条例及び四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について	14
議案第70号	四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第71号	四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	34
議案第72号	四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	35
議案第73号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	37
議案第74号	四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について	40
議案第75号	四万十町手数料条例の一部を改正する条例について	45
議案第76号	四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定について	46
議案第77号	令和5年度四万十町一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第78号	令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第79号	令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第80号	令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第81号	令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第82号	令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第83号	令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第84号	令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第85号	令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第86号	令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）	別冊

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

専決第 13 号

専 決 処 分 書

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 2 日

四万十町長 中尾 博憲

- 1 工事名
令和 5 年度 三島キャンプ場整備工事（建築主体）
- 2 契約の相手方
四万十町昭和 661 番地 3
有限会社 岡田建設
代表取締役 岡田 弘

3 変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	94,600,000 円	96,668,000 円

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

専決第 1 4 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 0 月 1 2 日

四万十町長 中尾 博憲

- 1 相 手 方 四万十町 [REDACTED]
[REDACTED]
- 2 事故の概要 令和 5 年 4 月 2 0 日、[REDACTED]で重機（バックホウ）の排土板を使用し整地作業を行っていたところ、重機のバケットが隣接住宅の外壁に当たり破損させたもの。
- 3 損害賠償額 1 3 4, 2 0 0 円

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第 15 号

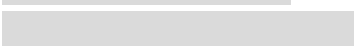
専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 26 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 相 手 方 | 四万十町 

 |
| 2 | 事故の概要 | 令和 5 年 7 月 27 日午後 9 時 45 分頃、四万十町窪川運動場駐車場出入口の坂道にある横断溝の溝蓋が跳ね上がり、通行していた車両が損傷したもの。 |
| 3 | 損害賠償額 | 259,327 円 |

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年12月6日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町壱斗俵 

氏 名 岡本 則子

生年月日 

議案第 6 5 号

総合交流拠点施設道の駅とおわ改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 総合交流拠点施設の厨房機器の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 8, 1 9 5, 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(7 4 5, 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 南国市蛸が丘二丁目 2 番地 3
株式会社 丸三
代表取締役 岡内 聡典 |

議案第 6 6 号

町道路線の変更について

下記のとおり町道路線を変更することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

整理番号	路 線 名	変更前後	起 点	備 考
			終 点	
2 2 3	寺野線	変更前	寺野字ホケ口 6 2 4 番 2 地先	終点の 変更
			寺野字キサйка市 3 5 9 番 1 地先	
		変更後	寺野字ホケ口 6 2 4 番 2 地先	
			寺野字嶋野 5 6 6 番地先	
5 4 0	志和川線	変更前	志和字旧薬師寺門前 5 0 9 番 7 地先	終点の 変更
			志和字南磯辺 6 0 6 番地先	
		変更後	志和字旧薬師寺門前 5 0 9 番 7 地先	
			志和字旧薬師寺門前 5 1 1 番 2 地先	

議案第 6 7 号

町道路線の認定について

下記のとおり町道路線を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

整理番号	路 線 名	起 点	備 考
		終 点	
7 1 5	志和川南線	志和字南磯辺 6 0 6 番 1 地先	
		志和字南磯辺 6 0 7 番イ地先	

議案第 68 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(四万十町税条例の一部改正)

第 1 条 四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(四万十町介護保険条例の一部改正)

第 2 条 四万十町介護保険条例（平成18年四万十町条例第94号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第12条」に、「第14条」を「第13条」に、「第15条—第19条」を「第14条—第18条」に改める。

第 9 条を削り、第10条を第 9 条とし、第11条から第13条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 4 章中第14条を第13条とする。

第 5 章中第15条を第14条とし、第16条から第18条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第19条中「第15条」を「第14条」に改め、同条を第18条とする。

附則第 3 条第 1 項中「第10条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

附則第 4 条第 3 項中「第12条第 1 項」を「第11条第 1 項」に改める。

(四万十町後期高齢者医療条例の一部改正)

第 3 条 四万十町後期高齢者医療条例（平成20年四万十町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則第 3 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

(四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第4条 四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年四万十町条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四万十町延滞金徴収条例

第1条中「督促に係る手数料及び」を削る。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第3項中「第3条」を「第2条」に改める。

(四万十町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第5条 四万十町農業集落排水処理施設条例（平成18年四万十町条例第112号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第24条」を削り、「第25条」を「第24条」に改める。

第23条を削り、第24条を第23条とする。

第5章中第25条を第24条とする。

(四万十町道路占用条例の一部改正)

第6条 四万十町道路占用条例（平成18年四万十町条例第142号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四万十町道路占用料徴収条例

第5条を次のように改める。

(延滞金)

第5条 町長は、前条の督促を行ったときは、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(四万十町給水条例の一部改正)

第7条 四万十町給水条例（平成18年四万十町条例第187号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第32条」に、「第34条—第36条」を「第33条—第35条」に、「第37条・第38条」を「第36条・第37条」に、「第39条」を「第38条」に、「第40条・第41条」を「第39条・第40条」に改める。

第31条を削り、第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第5章中第34条を第33条とし、第35条を第34条とし、第36条を第35条とする。

第6章中第37条を第36条とし、第38条を第37条とする。

第7章中第39条を第38条とする。

第8章中第40条を第39条とし、第41条を第40条とする。

附則第5項中「第32条」を「第31条」に改める。

(四万十町ケーブルネットワーク条例の一部改正)

第8条 四万十町ケーブルネットワーク条例（平成20年四万十町条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第48条」を削り、「第49条」を「第48条」に改める。

第47条を削り、第48条を第47条とする。

第13章中第49条を第48条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

議案第 69 号

四万十町債権の管理等に関する条例及び四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について

四万十町債権の管理等に関する条例及び四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町債権の管理等に関する条例及び四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例

(四万十町債権の管理等に関する条例の一部改正)

第 1 条 四万十町債権の管理等に関する条例（平成24年四万十町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「又は四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年四万十町条例第58号）」を削る。

(四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正)

第 2 条 四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成18年四万十町条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「四万十町道路占用条例」を「四万十町道路占用料徴収条例」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 70 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「414,800 円」を「415,600 円」に、同項第 2 号中「50,800 円」を「51,100 円」に改める。

第 31 条第 2 項中「100 分の 120」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 67.5」の次に「、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」」を加える。

第 34 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 100、12 月に支給する場合には 100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 47.5、12 月に支給する場合には 100 分の 50」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500

任用短時間勤務職員以外の職員	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600

	36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000
	37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400
	38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600
	39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800
	40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800
	41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900
	42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100
	43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200
	44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300
	45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000
	46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700
	47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400
	48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100
	49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700
	50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300
	51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800
	52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200
	53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600
	54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900
	55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200
	56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500
	57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800
	58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100
	59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400
	60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700
	61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000
	62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300
	63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600
	64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900
	65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200
	66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500
	67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800

	68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100
	69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300
	70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600
	71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900
	72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100
	73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300
	74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600
	75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900
	76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100
	77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300
	78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600
	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900
	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300
	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600
	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	
	94		295, 900	343, 600			
	95		296, 200	344, 100			
	96		296, 600	344, 500			
	97		296, 800	344, 700			
	98		297, 100	345, 100			
	99		297, 500	345, 500			

	100		297, 900	345, 800			
	101		298, 100	346, 100			
	102		298, 400	346, 500			
	103		298, 800	346, 900			
	104		299, 100	347, 300			
	105		299, 300	347, 800			
	106		299, 600	348, 200			
	107		300, 000	348, 600			
	108		300, 300	349, 000			
	109		300, 500	349, 500			
	110		300, 900	349, 900			
	111		301, 300	350, 200			
	112		301, 600	350, 500			
	113		301, 800	351, 000			
	114		302, 000				
	115		302, 300				
	116		302, 700				
	117		302, 900				
	118		303, 100				
	119		303, 400				
	120		303, 700				
	121		304, 100				
	122		304, 300				
	123		304, 600				
	124		304, 900				
	125		305, 200				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 188, 700	円 216, 200	円 256, 200	円 275, 600	円 290, 700	円 316, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 38 条に規定する職員を除く。

別表第 2（第 4 条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	

	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200

	58	392, 300	465, 400	516, 200	567, 100	
	59	393, 000	466, 300	517, 000	568, 000	
	60	393, 600	467, 100	517, 800	568, 700	
	61	394, 100	467, 900	518, 700	569, 600	
	62	394, 600	468, 600	519, 500	570, 500	
	63	395, 000	469, 300	520, 400	571, 400	
	64	395, 400	469, 900	521, 200	572, 300	
	65	395, 700	470, 600	522, 100	573, 200	
	66		471, 300	523, 000		
	67		471, 900	523, 700		
	68		472, 500	524, 600		
	69		472, 800	525, 500		
	70		473, 400	526, 300		
	71		474, 100	527, 200		
	72		474, 800	528, 100		
	73		475, 200	528, 900		
	74		475, 800	529, 800		
	75		476, 500	530, 700		
	76		477, 200	531, 400		
	77		477, 600	532, 200		
	78		478, 200	533, 100		
	79		478, 800	534, 000		
	80		479, 300	534, 900		
	81		479, 900	535, 700		
	82		480, 400	536, 600		
	83		480, 900	537, 500		
	84		481, 400	538, 400		
	85		481, 800	539, 200		
	86		482, 400	540, 100		
	87		482, 800	541, 000		
	88		483, 300	541, 900		
	89		483, 800	542, 700		

	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400	円 567,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職 員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200

職 員	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400

	46	226, 700	257, 400	290, 200	319, 100	363, 300	401, 200	442, 800
	47	227, 600	258, 600	291, 700	320, 600	364, 300	401, 700	443, 200
	48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400	402, 100	443, 500
	49	229, 200	261, 000	294, 300	323, 600	366, 400	402, 500	443, 800
	50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400	402, 800	444, 200
	51	231, 000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400	403, 100	444, 500
	52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400	444, 800
	53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700	445, 100
	54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000	
	55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300	
	56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600	
	57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900	
	58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200	
	59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500	
	60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900	
	61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100	
	62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400	
	63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700	
	64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000	
	65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200	
	66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900		
	67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600		
	68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200		
	69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600		
	70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100		
	71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600		
	72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100		
	73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700		
	74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200		
	75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800		
	76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400		
	77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900		

	78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400		
	79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900		
	80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400		
	81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700		
	82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200		
	83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600		
	84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000		
	85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400		
	86		290, 700	326, 500	347, 300			
	87		290, 900	326, 700	347, 600			
	88		291, 100	327, 000	347, 900			
	89		291, 500	327, 400	348, 300			
	90		291, 700	327, 800	348, 600			
	91		291, 900	328, 200	349, 000			
	92		292, 100	328, 600	349, 300			
	93		292, 500	328, 900	349, 700			
	94		292, 700	329, 100	350, 000			
	95		292, 900	329, 500	350, 300			
	96		293, 200	329, 800	350, 600			
	97		293, 500	330, 000	350, 900			
	98		293, 700	330, 300	351, 300			
	99		293, 900	330, 600	351, 700			
	100		294, 200	330, 900	352, 100			
	101		294, 500	331, 100	352, 600			
	102		294, 700	331, 400	353, 000			
	103		294, 900	331, 800	353, 400			
	104		295, 200	332, 000	353, 800			
	105		295, 500	332, 200	354, 300			
	106			332, 400				
	107			332, 800				
	108			333, 000				
	109			333, 200				

	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他これらの職員に類する者に適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200

	16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200
	17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100
	18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100
	19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200
	20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200
	21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900
	22	219, 000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000
	23	220, 700	243, 100	272, 700	292, 800	326, 400	376, 100
	24	222, 400	244, 500	273, 500	294, 000	327, 800	378, 100
	25	223, 700	245, 700	274, 300	295, 100	329, 200	380, 000
	26	225, 000	247, 000	275, 000	296, 500	330, 600	381, 600
	27	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400
	28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200
	29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500	386, 900
	30	229, 000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000	388, 600
	31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500
	32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200
	33	231, 600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900
	34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900	395, 600
	35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400	397, 400
	36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100
	37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700
	38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400
	39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600	404, 200
	40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000
	41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500
	42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800	409, 000
	43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300	410, 500
	44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700	411, 800
	45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100	412, 900
	46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100	414, 000
	47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100

	48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300
	49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600
	50	248, 900	267, 300	302, 500	328, 000	364, 500	418, 700
	51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800	419, 900
	52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100	421, 000
	53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200
	54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200
	55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900	424, 300
	56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400
	57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200	426, 500
	58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100	427, 000
	59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600
	60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000	428, 000
	61	257, 500	279, 600	315, 900	341, 500	376, 600	428, 600
	62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100
	63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500
	64	259, 600	283, 000	319, 600	344, 700	379, 000	430, 000
	65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700	430, 500
	66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400	430, 900
	67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200
	68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500
	69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900
	70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100	
	71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800	
	72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400	
	73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100	
	74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600	
	75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200	
	76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700	
	77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100	
	78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700	
	79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200	

80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500
81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000	388, 800
82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300
83	275, 400	304, 700	340, 000	362, 100	389, 700
84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390, 000
85	276, 700	306, 900	342, 000	363, 200	390, 300
86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800
87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300
88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700
89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000
90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400
91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300
93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500	
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900	
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200	
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800	
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300	
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800	
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300	
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900	
102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400	
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900	
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300	
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900	
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400	
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900	
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400	
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000	
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400	
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900	

112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000
114	295, 000	325, 900	358, 700	
115	295, 300	326, 300	359, 200	
116	295, 500	326, 600	359, 600	
117	295, 800	326, 800	360, 000	
118	296, 100	327, 100	360, 400	
119	296, 400	327, 500	360, 900	
120	296, 700	327, 700	361, 400	
121	297, 000	327, 900	361, 800	
122	297, 400	328, 200	362, 300	
123	297, 700	328, 500	362, 800	
124	298, 100	328, 800	363, 300	
125	298, 300	329, 000	363, 600	
126	298, 500	329, 300		
127	298, 800	329, 700		
128	299, 200	329, 900		
129	299, 400	330, 100		
130	299, 700	330, 300		
131	300, 100	330, 700		
132	300, 500	330, 900		
133	300, 700	331, 200		
134	301, 000	331, 600		
135	301, 400	332, 000		
136	301, 700	332, 400		
137	301, 900	332, 700		
138	302, 200	333, 100		
139	302, 600	333, 500		
140	302, 900	333, 900		
141	303, 100	334, 200		
142	303, 500	334, 600		
143	303, 900	334, 900		

	144	304, 200	335, 300				
	145	304, 400	335, 600				
	146	304, 600	336, 000				
	147	304, 900	336, 400				
	148	305, 300	336, 800				
	149	305, 500	337, 100				
	150	305, 700	337, 500				
	151	306, 000	337, 900				
	152	306, 300	338, 300				
	153	306, 700	338, 600				
	154	306, 900					
	155	307, 100					
	156	307, 400					
	157	307, 700					
	158	308, 000					
	159	308, 300					
	160	308, 600					
	161	309, 000					
	162	309, 300					
	163	309, 600					
	164	309, 900					
	165	310, 300					
	166	310, 600					
	167	310, 900					
	168	311, 200					
	169	311, 600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 236, 100	円 256, 400	円 263, 600	円 273, 800	円 290, 100	円 327, 300

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他これらの職員に類する者に適用する。

第2条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」」に改める。

第34条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 7 1 号

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年四万十町条例
第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 21 条の 2 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが 6 月以上の者に限る。）の
勤勉手当については、給与条例第 34 条の規定の例による。

2 前条第 2 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準
用する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 2 号

四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年四万十町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」を「手当」に改める。

第 1 条中「期末手当」を「手当」に改める。

第 3 条第 2 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 8 条の 2 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

（1） 勤勉手当は、6 月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は 6 月未満の任用期間をもって任用され、1 会計年度内で任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計 6 月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。

（2） 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

（3） 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 月以内の在職期間における報酬（任命権者が規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額とする。

2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第 34 条の規定の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 3 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - （1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （3）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第74号

四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について

四万十町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月6日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町印鑑条例の一部を改正する条例

四万十町印鑑条例（平成18年四万十町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「添えて、印鑑登録申請書（以下「登録申請書」という。）により自ら」を「自ら持参して」に、「病気その他やむを得ない理由により、」を「疾病その他やむを得ない事由により」に、「代理人により登録を受けようとする印鑑を押印した委任の旨を証する書面を添えて、」を「委任の旨を証する書面を添えて代理人により」に改める。

第4条第1項中「登録申請が」を「登録の申請（以下「登録申請」という。）が」に、「当該申請」を「当該登録申請」に改め、同条第2項中「について」の次に「当該」を加え、「によって」を「により」に改め、同項第1号中「証明書で」の次に「あつて」を加え、「又は特別永住者証明書若しくは在留カードの提示があつたとき。」を「（第14条において「本人確認書類」という。）の提示」に改め、同項第2号中「、登録申請者」を「登録申請者」に、「登録申請書の保証人欄で確認できたとき。」を「保証された書面の提出」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「町長は、第2項本文」に、「、別に定める期間内」を「付した期限内」に、「当該申請が」を「登録申請が」に、「当該申請の受理を取り消す」を「当該登録申請を受理しない」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前条ただし書の規定は、前項の回答書等の持参について準用する。

第5条第2項中「当該印鑑の登録をすることができない」を「当該登録申請を受理しないものとする」に改める。

第6条を次のように改める。

（印鑑の登録）

第6条 町長は、第4条の規定により本人の意思に基づく登録申請であることを確認したときは、印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を作成して当該印鑑

を登録するものとする。

2 前項の登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の事項を登録するものとする。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

(4) 出生年月日

(5) 住所

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(7) その他印鑑の登録及び証明に関し必要な事項

3 登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる。

第7条を削る。

第8条中「町長は、」の次に「前条第1項の規定により印鑑の登録をしたときは、当該」を加え、「第4条第4項の規定により回答書等を持参した」を「その」に改め、同条を第7条とし、同条に次の3項を加える。

2 登録者は、登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、当該登録証を持参して引替交付を申請することができる。ただし、当該登録証に記載された登録番号が識別できないときは、この限りでない。

3 第3条ただし書の規定は、前項の申請について準用する。

4 町長は、第2項の申請があったときは、登録証及び登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上で当該申請をした者に対し、登録証を直接交付するものとする。

第9条の見出し中「亡失届」を「亡失等の届出」に改め、同条第1項中「又はその代理人」を削り、「は、直ちに登録を受けている印鑑を添えて印鑑登録亡失届により、」を「又は登録証に記載された登録番号が識別できなくなったときは、直ちに」に改め、同条第2項中「及び第4条」を削り、「届出に」の次に「ついて」を加え、同条を第8条とする。

第10条から第16条までを削る。

第8条の次に次の8条を加える。

(登録事項の修正)

第9条 町長は、法に基づく届出等により登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該登録原票の登録事項を職権で修正するものとする。

(印鑑登録の廃止申請)

第10条 登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録証を持参して町長

に申請しなければならない。

2 登録者は、当該登録された印鑑を亡失したときは、直ちに登録証を持参して町長に印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

3 第3条ただし書の規定は、前2項の申請について準用する。

(印鑑登録の抹消)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 第8条第1項の規定による登録証の亡失等の届出を受理したとき。

(2) 前条の規定による印鑑登録の廃止申請を受理したとき。

(3) 登録者が転出し、又は死亡したことを知ったとき。

(4) 登録者が失踪の宣告を受けたことを知ったとき。

(5) 登録している印鑑が婚姻、改名等により第5条第2項第1号に該当するに至ったことを知ったとき。

(6) 外国人住民である登録者が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

(7) その他抹消すべき理由が生じたとき。

2 町長は、前項第5号又は第7号により印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を当該登録者に通知しなければならない。

(登録原票の再製)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録者にその旨を通知し、登録印鑑の提示を求めて登録原票を再製することができる。

(1) 登録原票の印影が不鮮明になったとき。

(2) 登録原票が滅失し、又は滅失のおそれがあるとき。

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、登録者に係る登録原票に登録されている印影の写し（登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものを出力装置から出力したものを含む。）について町長が証明するものとし、併せて第6条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を記載するものとする。

(登録証明書の交付申請)

第14条 登録者又はその代理人は、登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を提示して町長に申請しなければならない。ただし、登録者が自ら申請した場合であって、本人確認書類の提示により当該申請者が登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、登録証の提示を省略することができる。

2 前項ただし書の規定による申請に係る次条及び第16条の規定の適用については、次条第1号中「登録証」とあるのは「本人確認書類」と、「登録番号が識別」と

あるのは「当該本人確認書類が登録証明書の交付を受けようとする登録者に係るものであることの確認」と、第16条中「登録証及び登録原票」とあるのは「登録原票」とする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第17号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、登録証明書の交付を申請することができる。

4 前項の規定による申請に係る次条及び第16条の規定の適用については、次条第1号中「登録証が著しく汚損し」とあるのは「前条第3項の個人番号カード又は移動端末設備の記録事項が滅失し」と、「登録番号が識別」とあるのは「当該個人番号カード又は移動端末設備が登録証明書の交付を受けようとする登録者に係るものであることの確認」と、第16条中「登録証及び登録原票」とあるのは「登録原票」と、「登録証明書を」とあるのは「多機能端末機により登録証明書を」とする。

（登録証明書の交付申請の不受理）

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

- （1） 登録証が著しく汚損し、又は毀損しているため、登録番号が識別できないとき。
- （2） 登録証明書の交付以外の方法による証明を求められたとき。
- （3） 災害等やむを得ない事由により登録証明書の作成が困難であるとき。
- （4） その他町長が適当でないと認めたとき。

（登録証明書の交付）

第16条 町長は、登録証明書の交付の申請を受理したときは、登録証及び登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に対し、登録証明書を交付するものとする。

第17条中「印鑑登録証の交付又は印鑑登録の証明について」を「登録証又は登録証明書の交付を受けようとする者」に改める。

第18条を次のように改める。

（調査）

第18条 町長は、印鑑の登録及び証明の適正な実施を図るため必要があると認める

ときは、当該職員をして関係人に対し、質問させ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定により質問し、又は文書若しくは印鑑の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第19条中「法令の規定により請求があつた場合を除き、閲覧に供してはならない」を「閲覧することができない」に改める。

第21条中「、必要」を「必要」に改める。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

議案第 75 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

四万十町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例

四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中「

住民票写し（広域交付を含む。）又は住民票に記載をした事項の証明書の交付	1 通につき	200円
除票の写し又は除票に記載をした事項の証明書の交付	1 通につき	200円
戸籍の附票の写しの交付	1 通につき	200円
戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき	200円
住民基本台帳の閲覧	閲覧人 1 人につき	200円
印鑑登録証の交付	1 件につき	200円
印鑑登録証明書の交付	1 通につき	200円

」を「

住民票の写し（広域交付を含む。）又は住民票に記載をした事項の証明書の交付	1 通につき	300円
除票の写し又は除票に記載をした事項の証明書の交付	1 通につき	300円
戸籍の附票の写しの交付	1 通につき	300円
戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき	300円
住民基本台帳の閲覧	閲覧人 1 人につき	300円
印鑑登録証の交付	1 件につき	300円
印鑑登録証明書の交付	1 通につき	300円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 76 号

四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について

四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町大正 240 番地 1
 四万十大正まちづくり株式会社
 代表取締役 市川 敏英
2. 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

